11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

DVとは

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で取組むべき重要な問題です。

- ・自分の言うことをきかないと、大声で怒鳴ったり、ときには手が出る
- ・携帯のメールや通信履歴をチェックして、勝手にアドレスや登録記録を消したりする
- ・携帯電話に出なかったり、メールをすぐに返信しないと怒る
- ・気に入らないと不機嫌になって無視したり、「バカ」「デブ」など人をおとしめるようなことを言う
- ・相手の気持ちは関係なく、セックスを求めたり、避妊をしない

これらはDV(ドメスティック・バイオレンス)=暴力です

DVは「人権侵害」であり、たとえ夫婦・恋人同士であっても絶対に許されません

もし、あなたや友人がDVの被害者かも……と気付いたら、ひとりで悩まないでまずは相談を…

● 相談窓口●―

なやむな

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」【相談専用電話(無料)】 27 0120-71-7867

【相談受付時間】8:30~17:15(土・日・祝日、年末年始休み) 駅前町17-1 市立保健センター(駅前ビルEAGA2階)

警察の相談窓□●

島根県警察相談センター … ☎ 0852-31-9110

益田警察署生活安全課 … 🏗 22-0110

県の相談窓口

島根県女性相談センター西部分室 🕿 0854-84-5661

益田児童相談所……… 2 31-1886

11 月は児童虐待防止推進月間です

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

◆身体的虐待 … 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

◆性的虐待 …… 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

◆ネグレクト ··· 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、子どもを家に残して度々 外出する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

◆心理的虐待 … 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など 保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害な行為や発言であれば「虐待」です。

●●「虐待かも…」と思ったらすぐにお電話ください●●

• 妊娠・出産で悩んでいるとき 「出産して、子どもを育てていけるかしら」 「妊娠中や出産後の生活に不安がある」など

子育てに悩んでいるとき

「また、叱ってしまった」「ついイライラして、たた いてしまう」「子育てに自信がなく不安で…」 「子どもがかわいいと思えない」など

気になることがある 「子どもや親の様子がなんとなく気になる」など ひとりで悩まずに相談してください。

——● 相 談 窓 □ ●-

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」

【相談専用電話(無料)】 20120-71-7867

【相談受付時間】8:30 ~ 17:15 (土·日·祝日、年末年始休み) 駅前町 17-1 市立保健センター (駅前ビル EAGA2 階)

児童相談所全国共通ダイヤル

73 189

※地域の児童相談所に電話がつながります。

里親になりませんか

さまざまな事情により家族と一緒に生活できない子どもたちがいます。里親とは、こうした子どもを自分の家に迎え入れ、 家庭的な環境の中で愛情を込めて養育してくださる方です。

子どもが好きで、愛情と熱意を持って、真心を込めて養育してくださる方を求めています。長期の養育だけではなく、月に 1~2回程度、土日や長期休み中に数日間といった短期間の家庭生活体験をさせてくださる方も求めています。

里親になるためには特別な資格は必要ありませんが、必要な研修を受講すること、里親を希望する方とその同居人が欠格事 項に該当しないこと、経済的に困窮していないことが必要です。 【問い合わせ先】益田児童相談所 ☎ 22-0083